## 社会保険料の納付額確認

社会保険料(国民健康保険税·後期高齢者医療 保険料・介護保険料)は、確定申告などの社会保 険料控除の対象となります。

納付額の確認を希望する方には、各担当課で納 付額確認書の発行を行っていますので、必要書類 を持参のうえ、お越しください。

年金からの特別徴収(年金天引き)されている分 の納付額確認書は発行できませんので、源泉徴収 票で確認してください。

### ◎納付額の確認方法

### 対象期間:平成30年1月1日~12月31日

- ・年金天引きの場合は、年金支払者(日本年金機 構など)から送付される源泉徴収票で確認でき ます。本人以外が、社会保険料控除として申告 することはできません。
- ・納付書で納付している場合は領収書で、口座振 替の場合は預金通帳で確認することもできます。

### ◎納付額確認の申請に必要なもの

運転免許証・保険証などの本人確認ができるもの ※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が 必要です。

間税務課課税班 **☎**84 − 1212 住民課国保年金班 ☎84-1214 福祉課介護班 **☎**84 − 1257

# 決算·確定申告 早期提出のための出張指導会

東金青色申告会 横芝支部・光支部

個人青色申告者を対象に、町内2会場で、記帳 と決算・確定申告相談を行います。

光地域 とき 2月6日(水)

午前9時30分~正午

午後1時~4時

ところ 町民会館

横芝地域 と き 2月8日(金)

午前9時30分~正午

午後1時~4時

ところ 文化会館

#### 間一般社団法人東金青色申告会

**☎**0475 - 52 - 1284

**閰税務課課税班** 

消費税 雑損控除

※提出のみの方は、 文化会館で申告の相 2月18日 税務課または文化会館で受け付けます。 談会場を開設 (金)までの土・日曜日を除く毎日

の申

·告相談と提出

町で受けられない

へご相談ください 土地・建物と株式等の譲渡所得が含まれる確定申 青色申告 次の申告相談は、 町では受け付けできませんので、

# 給与や賃金を支払う方へ

## 源泉徴収票・給与支払報告書の提出を

平成30年中に給与・賃金などを支払った事業所・事業主 は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(木)までに 全ての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提 出する必要があります。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される [給与支払報告書]は、金額の多少にかかわらず、全てを受 給者の住所地(平成31年1月1日現在)の市町村に提出する必 要があります。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨 時で従業員を雇った方も提出が必要ですので、忘れずに手 続きしてください。

**間税務課課税班 ☎84-1212** 

## 法定調書の作成・提出はe-Taxで

自宅・オフィス・税理士事務所などから、インターネット を利用して法定調書等を税務署へ提出することができます。 詳しくは、e-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta. go.jp)をご覧ください。利用開始の手続き、パソコンの推 奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)な ど、e-Taxに関する最新情報をお知らせしています。

- ※平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の 提出期限は、1月31日(木)です。
- 問東金税務署 ☎0475-52-3121
- ※自動音声でご案内しており、担当者がご用件にお答えし ます。